



第5章 計画を実現するための施策

第5章 計画を実現するための施策

1. 施策の方針

基本方針を踏まえ、施策体系を次頁のように設定します。

本章では、基本理念を支える4つの基本方針「まもる」、「つくる」、「いかす」、「はぐくむ」に基づいて、『施策の方針』を設定します。また、『施策の方針』ごとに、本市が取り組む具体的施策を示します。

重点施策について

本市においては、各種施策の展開を図っていく中でも、コンパクトな集約型の都市構造への転換とあわせて、都市公園等における偏りのある配置や多様化する市民ニーズに的確に対応していかなければなりません。そのため、本市は、都市公園等のあり方を見直すことが急務と捉えています。また、先人たちによって本市の豊かな自然や「やきもののまち」が受け継がれてきたように、市民に親しみをもって日常的に利用される公園が、様々な人の魅力によって次代へと引き継がれていくように、公園と人、双方の魅力を高めていくことが重要と考えます。そこで、これからの都市構造の転換とあわせて、本市が重点的に取り組むべき都市公園等の「再構築」と「管理・運営」に関する施策を『重点施策』として位置付け、施策を推進していきます。



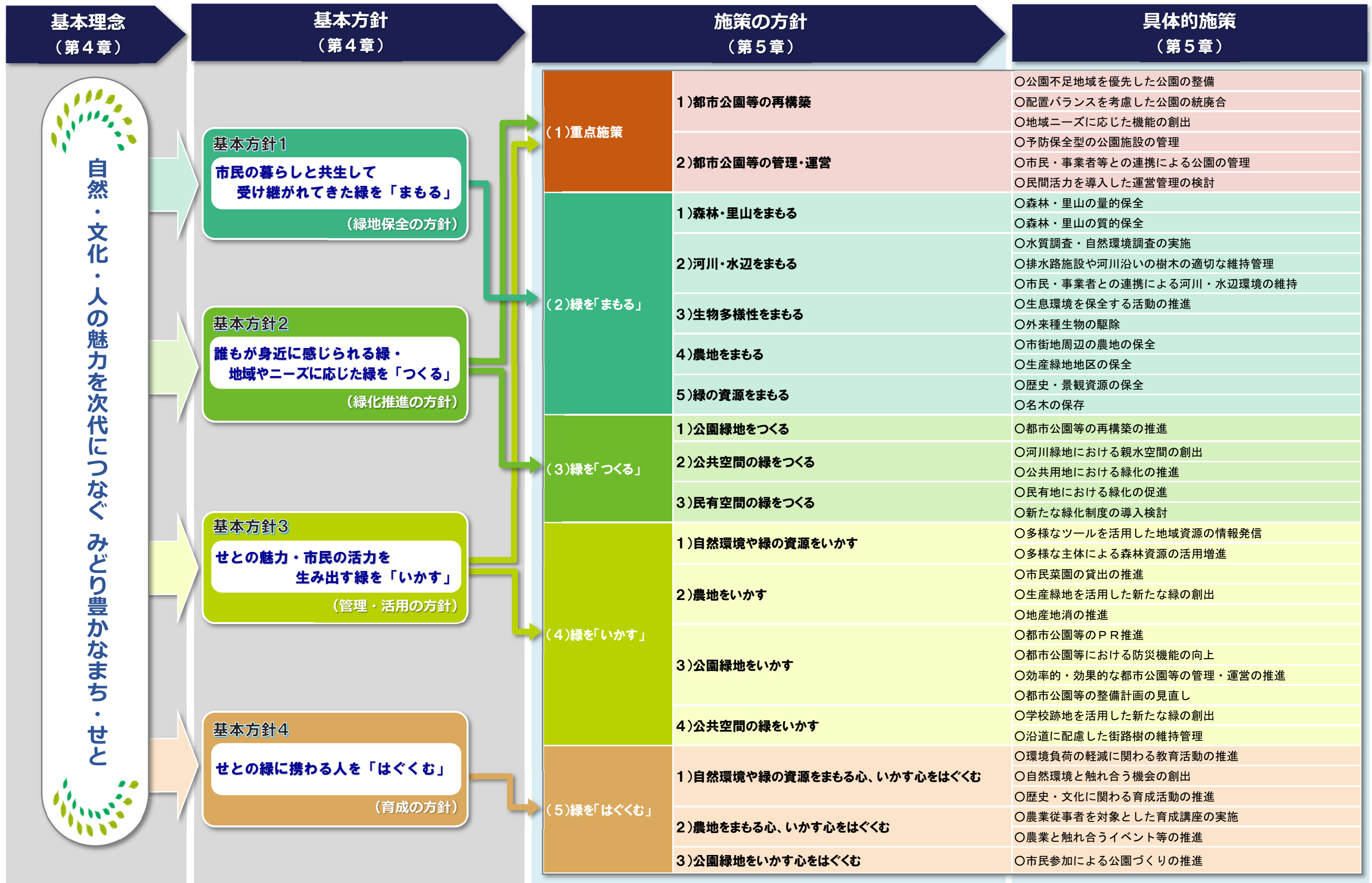


図 5-1 施策体系図

2. 緑の施策

施策の方針ごとに、本市が実際に取り組んでいく『具体的施策』を示します。

(1) 重点施策

コンパクトな都市構造への転換とあわせて、本市が『重点施策』として取り組んでいく『都市公園等の再構築』及び『都市公園等の管理・運営』に関する施策を以下に示します。

1) 都市公園等の再構築

○ 公園不足地域を優先した公園の整備

- 新規公園は、将来の人口動態を見据えつつ、公園が不足している地域を優先して整備を行います。その際、計画中の公園の中止も同時に検討します。(図 5-2)

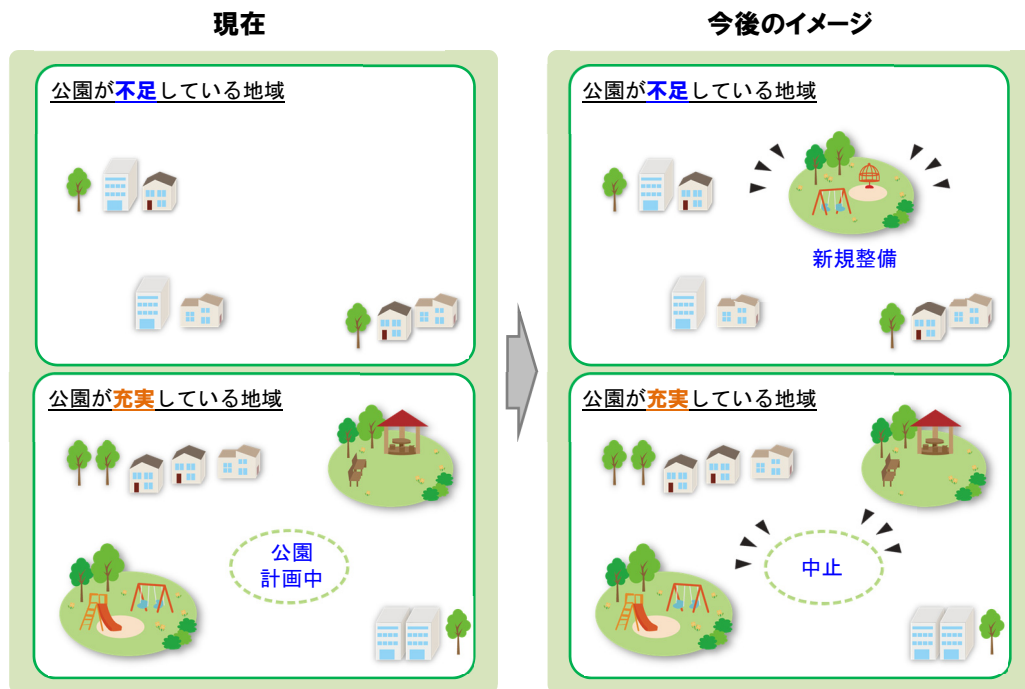


図 5-2 新規公園の整備のイメージ

- 公園が不足している地域において、公園に求められる機能が公園を除くその他の緑地で補完できる場合は、その緑地を代替機能として活用します。
- 土地区画整理事業などを行う場合は、公園の適切な整備・配置を行います。

○ 配置バランスを考慮した公園の統廃合

- 公園を適切に維持継続していくために、市内の公園の整備数や供用面積の調整を行います。

- 公園が充実している地域では、利用状況や機能の重複などを勘案して公園の統廃合を検討します。統廃合によって生じた跡地は、地域特性を考慮しながら新たな緑の空間を創出することを基本とし、緑の確保に配慮した活用方策を検討します。(図 5-3)

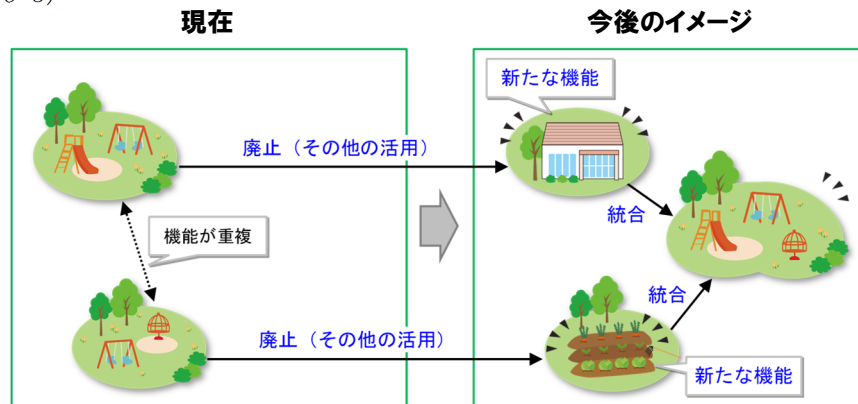


図 5-3 統廃合のイメージ

○ 地域ニーズに応じた機能の創出

- 既存の公園は、利用状況や隣接する公園の機能などを勘案して公園の機能再編を検討します。公園の機能を再編する場合は、子どもたちが安全に遊べる機能の確保を基本とし、多世代が利用できる公園となるように、地域ニーズに応じた新たな機能の創出について検討します。(図 5-4)

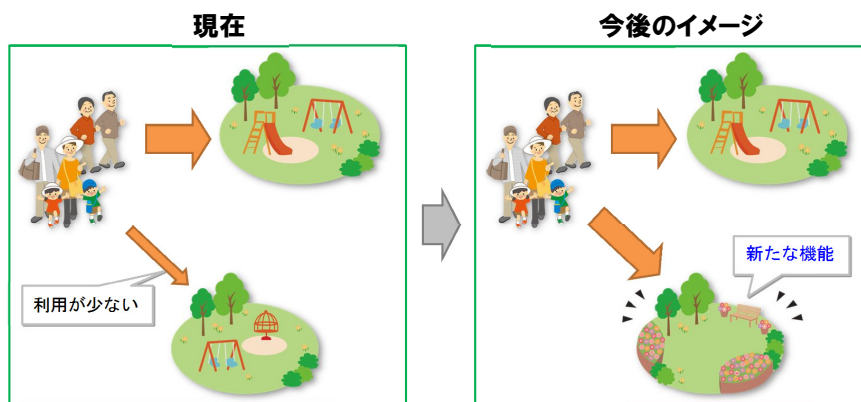


図 5-4 機能再編のイメージ

- 地域ニーズなどの把握にあたっては、市民参加のワークショップなどの導入を検討し、地域住民が親しみやすく、利用しやすい公園の機能再編を目指します。
- 公園の機能再編は、日常的に利用される公園に生まれ変わるように整備を進めるとともに、災害時には避難場所として利用されるなど、防災機能を確保することを基本とします。
- 公園の機能再編は、利活用や維持管理の面で地域との協働による取り組みが行える地域を優先して整備を進めます。
- 安全かつ安心して利用できる公園となるように、園路やトイレなどの公園施設などを改修する際は、バリアフリー化の推進に努めます。

2) 都市公園等の管理・運営

○ 予防保全型の公園施設の管理

- 瀬戸市公共施設等総合管理計画や瀬戸市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の管理は、これまでの事後保全^{*1}から予防保全^{*2}へと切り替え、計画的な管理を行います。

※1 建築物の機能や性能に明らかな不具合が生じてから修繕を行う管理手法。

※2 損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕などを実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法。突発的な事故や費用発生を減少させることができ、費用の平準化、建築物の長寿命化が可能となる。

- 公園施設などについては、安全かつ安心、快適に利用できるよう、定期的に点検を実施します。また、点検結果に基づく老朽度などの判定基準により、計画的な管理に努めます。

○ 市民・事業者などとの連携による公園の管理

- 清掃・草刈などの日常的な公園の管理は、市民や事業者などと連携して取り組むことを基本とし、公園の規模や地域特性に応じた管理手法について検討します。
- 地域で利用されている身近な公園などは、公園愛護会などの設置によって地域住民による自主的な管理を促進します。
- 現在、公園などの清掃活動に取り組む市民や事業者などに対して、市はゴミ袋を支給しています。市民や事業者などと連携した美化活動を促進するために、清掃用具の貸与など、支援の拡充を検討します。
- 公園内の植栽については、利用者の安全性の確保や日照を保つために、剪定や伐採などの適切な管理を行います。
- 市民やNPO法人などの市民団体、商店街、事業者など、様々な関係団体との協働による公園の管理などを行っていくために、エリアマネジメント手法の導入を検討します。

○ 民間活力を導入した運営管理の検討

- 現在、本市の都市公園は、指定管理者制度を導入しています。当該制度による運営管理について検証を行います。
- 民間事業者などの活力を導入して都市公園等の質や魅力を高めるために、設置管理許可制度や公募設置管理制度（Park-PFI）などの制度の導入について検討します。

(2) 緑を「まもる」ための具体的施策

緑を「まもる」ため、以下の施策を実施します。

基本方針1	市民の暮らしと共生して受け継がれてきた緑を「まもる」
施策の方針	1) 森林・里山をまもる
	2) 河川・水辺をまもる
	3) 生物多様性をまもる
	4) 農地をまもる
	5) 緑の資源をまもる




図 5-5 緑を「まもる」ための施策の方針

1) 森林・里山をまもる

○ 森林・里山の量的保全

現在の自然公園地域指定や保安林指定を継続するとともに、瀬戸市森林整備計画に基づいた森林施業を推進し、森林面積の減少の抑制に努めます。新たな開発行為はできる限り抑制することに努め、やむを得ず開発などが生じた場合には、周辺に広がる森林への影響を最小限に抑えるような一定水準以上の緑地確保などの働きかけに努めます。

○ 森林・里山の質的保全

山地災害の恐れがある森林に対して、治山事業の要望をとりまとめ、愛知県に働きかけを行います。

また、森林の多面的機能が発揮されるように、平成 31 年 4 月に施行された森林環境譲与税を活用して、森林の適切な整備・維持管理を行います。

2) 河川・水辺をまもる

○ 水質調査・自然環境調査の実施

河川の適切な維持管理を行うため、愛知県と連携しながら河川の水質調査、自然環境調査を実施します。

○ 排水路施設や河川沿いの樹木の適切な維持管理

河川環境や農地の生産機能を維持するため、排水施設の適切な維持管理を行います。矢田川においては、水辺の緑の回廊整備事業として河川沿いに植栽された樹木の適切な維持管理を行います。

○ 市民・事業者との連携による河川・水辺環境の維持

良好な河川・水辺環境を維持していくために、市民・事業者との協働による清掃活動を推進し、不法投棄防止やポイ捨て禁止の啓発看板の設置を行います。

事業者においては、環境に配慮した事業活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する協定（環境保全協定）の制度を活用し、事業活動に伴う水質汚濁など、公害の未然防止に努めます。



蛇ヶ洞川の清掃活動

3) 生物多様性をまもる

○ 生息環境を保全する活動の推進

瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例に基づいて指定した下半田川町蛇ヶ洞川エリア※¹では、あいちミティゲーション※²の考え方に基づく保全活動のほか、定期的な草刈り、河川の清掃活動、オオサンショウウオの観察会の実施など、様々な取り組みを進めます。



夜間観察会

また、瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議※³では、オオサンショウウオをまもるため、蛇ヶ洞川の清掃活動を実施しています。今後も地域住民や環境クラブと協働して活動の継続を図ります。

※1 令和元年10月に瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例に基づき、市内で初めて「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」を特定地区に指定した。当該エリアは、蛇ヶ洞川の中下流部に位置しており、サクラバハハンノキやオオサンショウウオなど、多種多様な動植物が生息している。

※2 土地利用の転換や開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響を、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代償することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促す、愛知県独自のしくみ。

※3 事業者のパートナーシップ型組織として、市内の様々な業種が集まり、協働して地域における環境（保全・改善）活動を推進するとともに、環境に関する情報交換、異業種での交流、ネットワークづくりの促進を図ることを目的とした組織体制。

○ 外来種生物の駆除

地域固有の生態系をまもるため、外来種生物※の駆除活動に取り組みます。

※本市では、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、オオキンケイギク、カミツキガメなどが確認されている。

4) 農地をまもる

○ 市街地周辺の農地の保全

優良な農地の確保と農業の振興を図っていくため、農業振興地域内農用地の保全に努めます。また、遊休農地の発生の抑制や良好な田園景観の保全のため、瀬戸市農地バンク制度※¹を活用し、営農の継続を図ります。

農用地、水路、農道などは、多面的機能支払交付金※²を活用して適切な保全管理に努めます。



優良な農地

※¹ 農地所有者が営農・管理できなくなった農地を登録し、利用希望者に登録された農地を紹介する制度。

※² 農業及び農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行うもの。

○ 生産緑地地区の保全

指定後 30 年を迎えた生産緑地地区は、営農を継続しない場合、買取り申出が可能となるため、その減少が予測されます。平成 30 年 4 月 1 日施行の生産緑地法改定を受け、特定生産緑地制度の活用や面積要件の引下げなどを検討し、保全に努めます。

5) 緑の資源をまもる

○ 歴史・景観資源の保全

洞窯跡の杜をはじめ、市街地に隣接する里山林は、市民団体などとの連携による整備・保全の活動を継続します。

また、神社・寺院ややきもの文化に関わる資源においても、地域住民や関係団体と連携して保全に努めます。さらに、市街地内に残るやきもの文化に関わる資源やまとまった社寺林などの緑を保全するため、特別緑地保全地区制度の導入の可能性を検討します。



洞地区の里山林
(洞窯跡の杜)

○ 名木の保存

市内各地にある名木は、保存状況の調査を行うとともに、新たな名木選定候補の追加調査を行い、改訂版「瀬戸の名木」として市民に周知していきます。あわせて、景観法に基づく景観重要樹木の指定について検討します。

(3) 緑を「つくる」ための具体的施策

緑を「つくる」ため、以下の施策を実施します。

基本方針2	誰もが身近に感じられる緑・地域やニーズに応じた緑を「つくる」
施策の方針	1) 公園緑地をつくる
	2) 公共空間の緑をつくる
	3) 民有空間の緑をつくる

図 5-6 緑を「つくる」ための施策の方針

1) 公園緑地をつくる

○ 都市公園等の再構築の推進

都市公園等は、重点施策に示す『1) 都市公園等の再構築』に基づいた公園の整備や機能再編を推進します。

2) 公共空間の緑をつくる

○ 河川緑地における親水空間の創出

瀬戸川をはじめとする河川緑地は、市民や来訪者の利用を促進するために、親水性や景観性などを高める取り組みを推進します。



花いっぱい運動で作られた花壇

○ 公共用地における緑化の推進

町内会などによる緑化活動が継続して実施されるように、緑化推進奨励補助金の活用を促進します。

3) 民有空間の緑をつくる

○ 民有地における緑化の促進

民有地における生けがきの設置や建築物などの緑化（壁面緑化など）を促進するために、生けがき設置奨励補助事業や緑の街並み推進事業の制度概要についてホームページなどでPRを行い、活用を促進します。

また、市民団体などによる緑化活動などを促進するため、まちの課題解決活動応援補助金^{*}の制度の活用を促進します。

^{*}交付対象には、まちづくりの活動や環境の保全を図る活動が含まれる。

○ 新たな緑化制度の導入検討

市街地内の緑化を推進するために、都市緑地法に基づく緑化制度（緑化地域制度、市民緑地制度など）の導入の可能性を検討します。

(4) 緑を「いかす」ための具体的施策

緑を「いかす」ため、以下の施策を実施します。

基本方針3	せとの魅力・市民の活力を生み出す緑を「いかす」
施策の方針	1) 自然環境や緑の資源をいかす
	2) 農地をいかす
	3) 公園緑地をいかす
	4) 公共空間の緑をいかす

図 5-7 緑を「いかす」ための施策の方針

1) 自然環境や緑の資源をいかす

○ 多様なツールを活用した地域資源の情報発信

岩屋堂公園、定光寺公園、海上の森、東海自然歩道などの観光・レクリエーション資源や、やきもの文化に関わる資源などの利用を促進するため、ホームページ、SNS、観光パンフレットなどのツールを活用して情報発信を行います。



岩屋堂公園
(もみじまつり)

○ 多様な主体による森林資源の活用増進

せと環境塾*などを通して実施している東海自然歩道の散策、虫取り体験、里のひな祭り、どんど祭りなど、森林資源を活かした様々なイベントをより活発に実施していくために、多様な主体との連携強化に努めます。

*岩屋堂公園、定光寺公園、海上の森、東京大学付属演習林などをフィールドとして、市や環境団体が年間を通して環境に関わる様々な講座を開催し、市民の環境教育に取り組んでいる。

2) 農地をいかす

○ 市民菜園の貸出の推進

休耕地を活用して開設した市民菜園は、農協と連携して管理・運営を行うとともに、広報やホームページなどによる情報提供を行い、利用の促進を図ります。



市民菜園

○ 生産緑地を活用した新たな緑の創出

生産緑地地区の買取り申出があった場合は、跡地を活用して新たな緑の空間を確保するなど、活用の可能性を検討します。

○ 地産地消の推進

農業者、農協、市及び卸売事業者などの連携によって、学校給食における地元産の農畜産物の利用の拡大を図るなど、**地産地消を推進**します。

3) 公園緑地をいかす

○ 都市公園等のPR推進

健康増進や健全育成のために、都市公園等が日常的に利用されるように、ホームページやSNSなどのツールを活用したPRを推進します。

また、市民やNPO法人などの市民団体、商店街、事業者などが企画する様々なイベント・交流活動においても、**都市公園等の積極的な利用を促進**します。

○ 都市公園等における防災機能の向上

公園緑地やグラウンドなどは、指定緊急避難所へ避難する前の中継地点やボランティアなどの**救援活動拠点としての活用**を図ります。また、緊急避難場所に指定されている都市公園等は、**かまどベンチの設置**を行うなど、防災機能の向上を検討します。

○ 効率的・効果的な都市公園等の管理・運営の推進

都市公園等は、重点施策に示す『2) 都市公園等の管理・運営』に基づいて、市民や事業者などと連携した**効率的・効果的な管理・運営**を推進します。

○ 都市公園等の整備計画の見直し

都市構造の転換とあわせて、市街地内の都市公園（磁祖公園、東公園など）は、活用方策や整備計画の見直しを図ります。

4) 公共空間の緑をいかす

○ 学校跡地を活用した新たな緑の創出

小中一貫校「にじの丘学園」の整備に伴って生じる学校跡地は、地域特性を考慮しながら、**新たな緑の空間を創出する場としての活用**についても検討します。

○ 沿道に配慮した街路樹の維持管理

街路樹は、植栽されている樹種や沿道特性に見合った適切な維持管理を行います。維持管理にあたっては、**地域住民などとの連携を含めた管理体制**について検討します。



街路樹の維持管理の様子

(5) 緑を「はぐくむ」ための具体的施策

緑を「はぐくむ」ため、以下の施策を実施します。

基本方針4	せとの緑に携わる人を「はぐくむ」
施策の方針	1) 自然環境や緑の資源をまもる心、いかす心をはぐくむ
	2) 農地をまもる心、いかす心をはぐくむ
	3) 公園緑地をいかす心をはぐくむ

図 5-8 緑を「はぐくむ」ための施策の方針

1) 自然環境や緑の資源をまもる心、いかす心をはぐくむ

○ 環境負荷の軽減に関わる教育活動の推進

小中一貫校として整備した「にじの丘学園」は、太陽光・自然採光・通風などを活用したZEB化^{※1}を推進しています。また、同施設はエコスクール・プラス^{※2}に認定されており、地球温暖化対策への貢献が期待されます。こうした取り組みは教材として活用し、児童を対象に環境・エネルギーについての意識の醸成を図ります。



にじの丘学園

※1 Net Zero Energy Building の略称。ZEBは、建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電などによってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物。にじの丘学園は「ZEB Ready」でZEBを見据えた先進建築物として外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えている。

※2 環境を考慮した学校施設。エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、それを教材として活用し児童生徒の環境教育に資するものであり、地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たすことが期待される。

○ 自然環境と触れ合う機会の創出

せと環境塾における環境教育に関する講座、せと・まるつと環境クラブ[※]における自然ガイドボランティアの育成など、子どもから大人まで環境教育を育める活動を継続し、環境についての意識の醸成を図ります。

※自然観察や野生植物について学習する自然ガイドボランティアを育成するなど、市民と瀬戸市の協働による環境の保全と創造に取り組んでいる。



せと環境塾の様子

○ 歴史・文化に関わる育成活動の推進

歴史や文化に対する誇りや愛着の醸成を図るため、洞窯跡の杜で実施しているやきもの遺産活動事業^{※1}ややきもの文化啓発事業^{※2}のように、市民団体との協働による講座や現地研修などの地域活動を促進します。

※1 窯跡を活用し、利用者にやきもの文化を伝えるもの。

※2 窯垣などのやきもの町ならではの工作物・建築物など「やきもの文化」の継承・啓発のためのセミナーやワークショップを開催。

2) 農地をまもる心、いかす心をはぐくむ

○ 農業従事者を対象とした育成講座の実施

瀬戸農業塾では、農業従事希望者などを対象に、農業に関する基本的な知識や技術を習得するための講義や実習を毎年開催しています。今後も瀬戸農業塾の開催を継続し、農業の活性化を図ります。

○ 農業と触れ合うイベントなどの推進

せと農業展[※]では、農産物品評会や直売市など、子どもから大人まで楽しめる様々な催事を開催しています。このような催事を継続して開催し、市民の農業生産に対する意欲の向上、地元産農産物に対する認知度の向上を図ります。

また、地元産の農畜産物を学校給食に提供することとあわせて、学校教育では、収穫体験、農業者との会食、地産地消費や食育に関する授業の開催など、児童を対象に農業についての理解の醸成を図ります。

※農業生産意欲の向上や消費者に市内農産物に対する認識を深めることを目的に、農産物品評会や生産者直売市など様々な催事を展開。毎年11月に開催。令和元年に第42回が開催されている。



せと農業展の様子



農業者を交えた学校給食

3) 公園緑地をいかす心をはぐくむ

○ 市民参加による公園づくりの推進

公園の整備・機能再編にあたっては、ワークショップの実施など市民参加を基本とした公園づくりを行い、地域住民のための公園であることの意識の醸成を図ります。



市民参加のワークショップの様子

3. 重点的に配慮を加えるべき地区

(1) 緑化重点地区

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定めることができる事項の1つであり、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」をいいます。緑化重点地区では、市が取り組む緑化施策や市民・事業者などが取り組む緑化活動を優先的かつ重点的に進め、地区内の緑の充実化を図ります。

都市緑地法運用指針において、緑化重点地区は、以下に示すような地区に設定するものとされています。

1. 駅前等都市のシンボルとなる地区
2. 緑が少ない住宅地
3. 風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
4. 市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
5. 緑化の推進に関し住民意識が高い地区 など

1) 緑化重点地区の設定

前回計画において緑化重点地区に指定していた「尾張瀬戸駅周辺地区」を含む瀬戸川を軸とするエリアは、前回計画の策定から約20年経った現在においても、新瀬戸駅、瀬戸市役所前駅、尾張瀬戸駅、瀬戸市駅といった本市の玄関口となる鉄道駅や、やきもの文化に触れることができる瀬戸蔵などが立地しているほか、春には「せと陶祖まつり」、秋には「せとの祭」などが開催されており、多くの市民や来訪者が訪れる場所となっています。この20年の間には、尾張瀬戸駅周辺の再開発事業をはじめ、瀬戸川を軸とするエリアは景観や歩行者の安全性を高めるための瀬戸川プロムナード線が整備されるなど、本市の玄関口にふさわしいまちづくりが進められています。また、平成28年度に策定した第6次瀬戸市総合計画では、将来像「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」の実現に向けて、新瀬戸駅・瀬戸市駅周辺や尾張瀬戸駅周辺を本市の中心拠点に位置付けています。

そのため、新瀬戸駅～尾張瀬戸駅周辺は、現在においても、瀬戸のシンボルといえる場所となっており、多くの人々が集まる場所でありながら本市の市街地の中でも緑が比較的少ないことから、緑化の必要性が高い地区であるといえます。そこで、本計画では、『**新瀬戸駅～尾張瀬戸駅周辺地区**』を緑化重点地区に設定します。



駅前広場（瀬戸市駅）



瀬戸蔵



せとの祭の様子

2) 緑化重点地区の施策

緑化重点地区（新瀬戸駅～尾張瀬戸駅周辺地区）では、前節「2. 緑の施策」に示す施策のうち、以下に示す施策を優先的かつ重点的に実施します。

○ 河川緑地における親水空間の創出

瀬戸川の河川緑地においては、市民や来訪者の利用を促進するために、親水性や景観性を高める取り組みを推進します。

○ 公共用地における緑化の推進

駅前広場や道路などの公共空間では、町内会などによる緑化活動が実施されるように、緑化推進奨励補助金の活用を促進します。

○ 民有地における緑化の促進

民有地における生けがきの設置や建築物などの緑化（壁面緑化など）を促進するために、生けがき設置奨励補助事業や緑の街並み推進事業の制度概要についてホームページなどでPRを行い、活用を促進します。

また、市民団体などによる緑化活動などを促進するため、まちの課題解決活動応援補助金の制度の活用を促進します。

○ 新たな緑化制度の導入検討

市街地内の緑化を推進するために、都市緑地法に基づく緑化制度（緑化地域制度、市民緑地制度など）の導入の可能性を検討します。

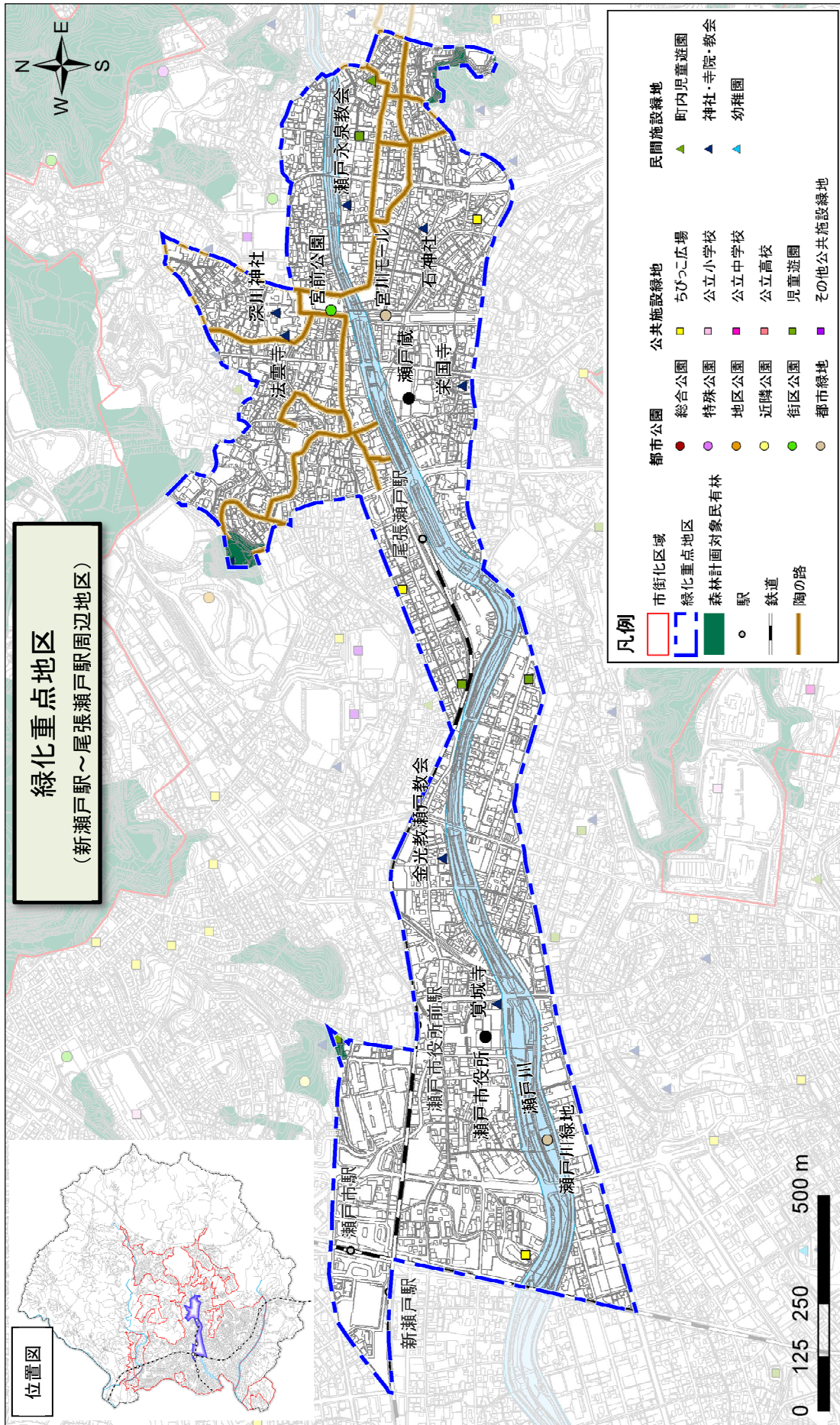


図 5-9 緑化重点地区（新瀬戸駅～尾張瀬戸駅周辺地区）の範囲

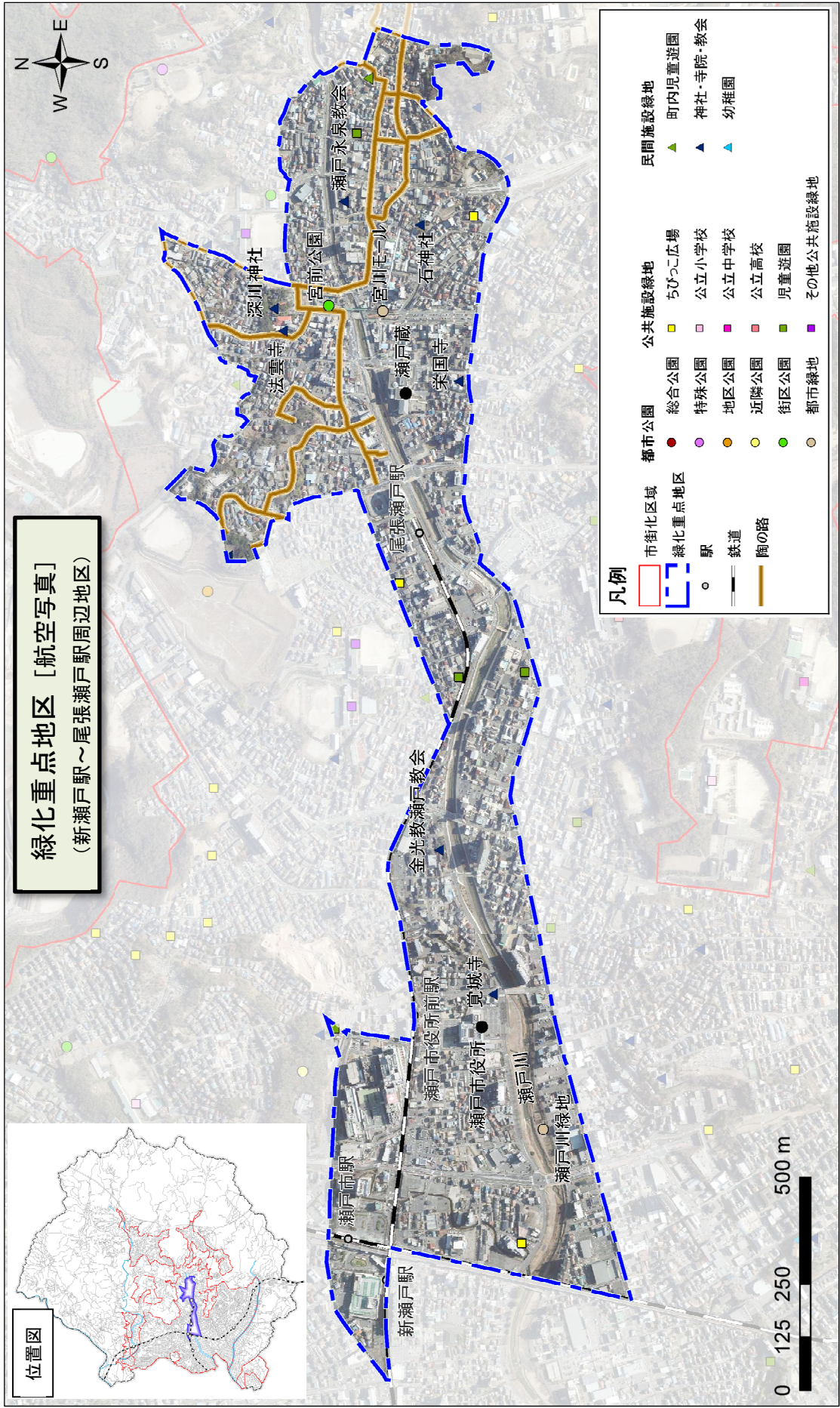


図 5-10 緑化重点地区 (新瀬戸駅～尾張瀬戸駅周辺地区)

(2) 保全配慮地区

保全配慮地区とは、緑化重点地区と同様に、都市緑地法に基づいて緑の基本計画に定めることができる事項の1つであり、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」をいいます。

都市緑地法運用指針において、保全配慮地区は、風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供などの観点から重要となる自然的環境に富んだ地区などに設定するものとされています。また、自然的環境に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて指定することが望ましいとされています。

1) 保全配慮地区の設定

前回計画で緑化重点地区に設定していた「洞町周辺地区」には、窯垣の小径や洞本業窯（市指定文化財）といったやきものの資源があるほか、地区の周辺部には地元住民によって守られてきた樹林地や宝泉寺境内の社寺林があり、昔ながらの景観が残されています。また、洞町の南側の位置する中山町には、環境負荷の軽減や自然との共生を考慮した小中一貫校「にじの丘学園」が令和2年4月に開校し、その周辺には、樹林地を有する東公園や一里塚本業窯（市指定文化財）などが存在しています。

洞町・中山町周辺にある樹林地をはじめとする緑は、緑が比較的少ない本市の市街地の中で引き継がれてきたやきものの資源にとっても、公園や学校といった都市施設にとっても重要な役割を担っており、保全を図るべき緑といえます。そこで、本計画では、『洞町・中山町周辺地区』を保全配慮地区に設定します。



洞地区



にじの丘学園



一里塚本業窯

2) 保全配慮地区の施策

保全配慮地区（洞町・中山町周辺地区）では、前節「2. 緑の施策」に示す施策のうち、以下に示す施策を優先的かつ重点的に実施します。

○ 歴史・景観資源の保全

洞窯跡の杜をはじめ、当該地区に隣接する里山林は、市民団体などとの連携による整備・保全の活動を継続します。また、神社・寺院ややきもの文化に関わる資源においても、地域住民や関係団体と連携して保全に努めます。さらに、地区内に残るやきもの文化に関わる資源やまとまった社寺林などの緑を保全するため、特別緑地保全地区制度の導入の可能性を検討します。

○ 名木の保存

地区内にある名木は、保存状況の調査を行うとともに、新たな名木選定候補の追加調査を行い、改訂版「瀬戸の名木」として市民に周知していきます。あわせて、景観法に基づく景観重要樹木の指定について検討します。

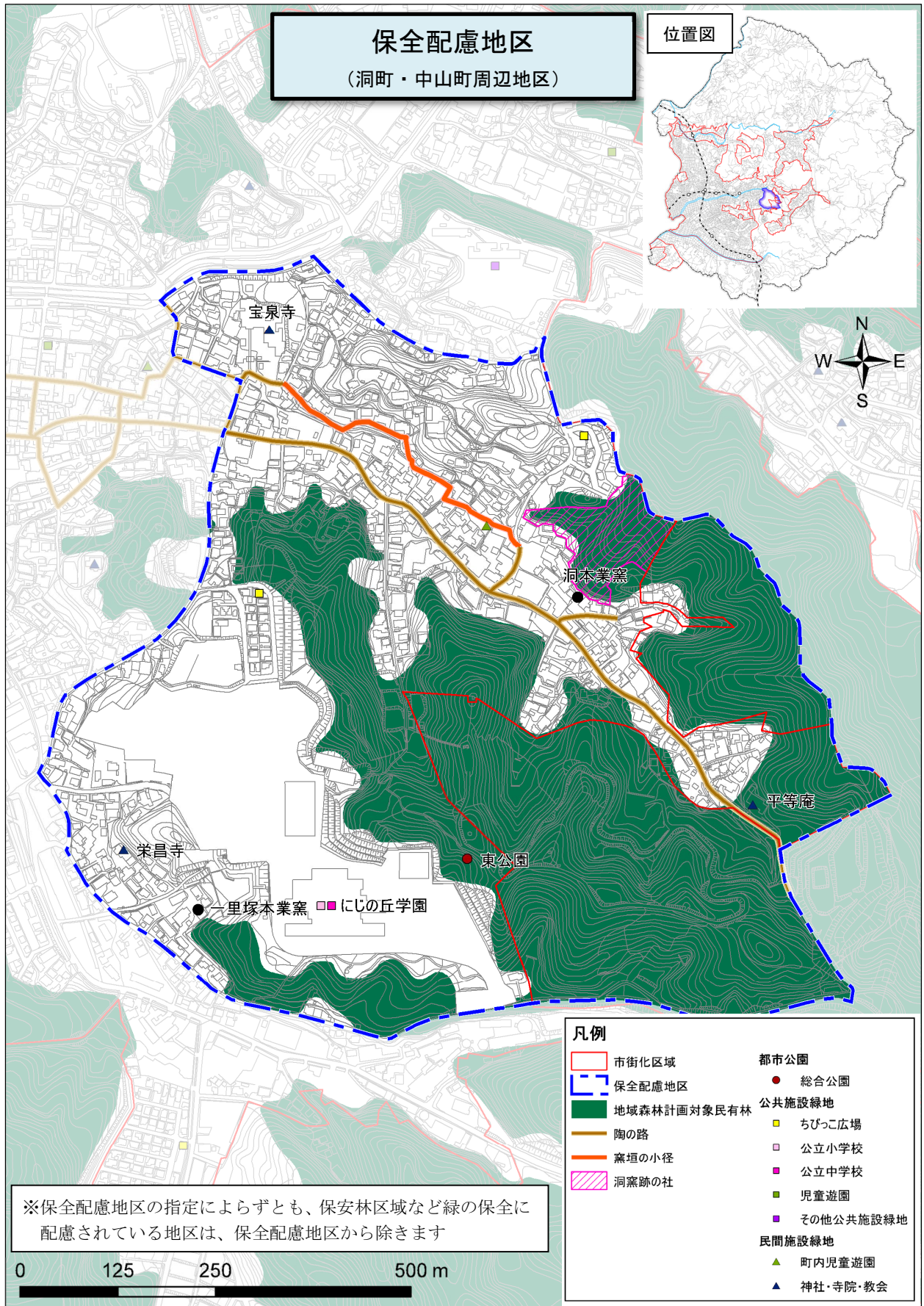


図 5-11 保全配慮地区（洞町・中山町周辺地区）の範囲

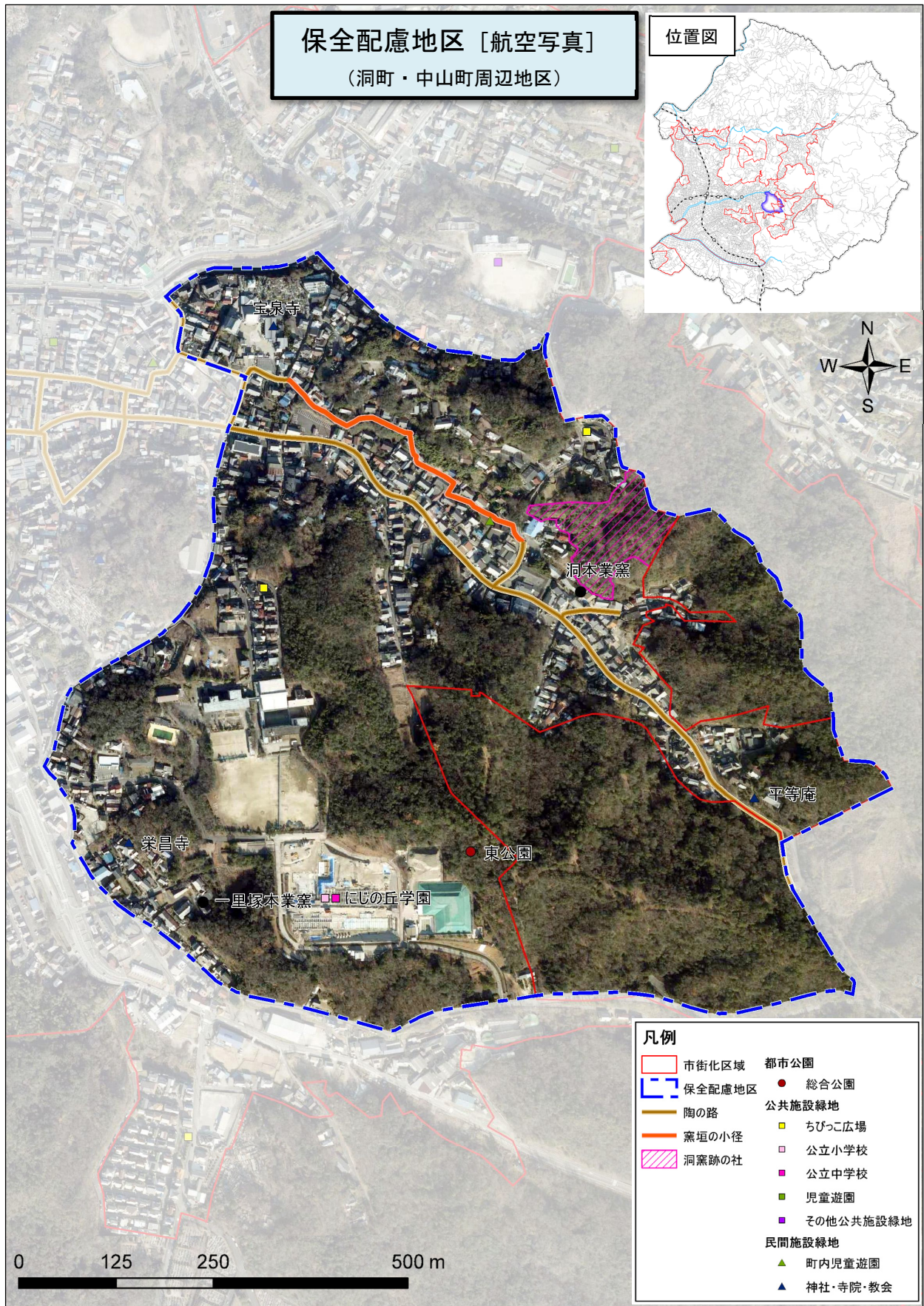


図 5-12 保全配慮地区 (洞町・中山町周辺地区)